

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 94 号）の一部の施行に伴い、国外に転出する選挙人名簿に登録されている者等に係る在外選挙人名簿への登録の移転等に関し必要な事項を定めるとともに、在外選挙人名簿の表示の消除等に係る規定の整備を行う。

1 在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手續に係る規定の整備（令第 23 条の 3 の 2 関係）

国内における最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者等が、当該市町村から直接国外に転出する際に、当該市町村の選挙管理委員会に対して行う在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。）の申請の手續に係る規定の整備を行う。

2 市町村の選挙管理委員会による在外選挙人名簿の被登録移転資格の調査等及び外務大臣による国外における住所に関する意見等に係る規定の整備（令第 23 条の 4、第 23 条の 5 の 2 関係）

市町村の選挙管理委員会による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をする者（以下「在外選挙人名簿登録移転申請者」という。）の在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格についての調査等に係る規定の整備を行う。

また、外務大臣による在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見等に係る規定の整備を行う。

3 在外選挙人名簿への登録の移転をしなかった場合等の通知に係る規定の整備（令第 23 条の 6、第 23 条の 14、第 23 条の 15 関係）

市町村の選挙管理委員会等による在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかった場合等における在外選挙人名簿登録移転申請者等に対する通知に係る規定の整備を行う。

4 在外選挙人名簿の表示の消除に係る規定の整備（令第 23 条の 13 関係）

在外選挙人名簿に登録されている市町村において新たに住民票が作成された旨の表示がされた者（国内における最終住所地に帰国して住所を定めた者）について、再度、当該市町村から直接国外に転出した場合における在外選挙人名簿の表示の消除に係る規定の整備を行う。

5 その他所要の規定の整備

在外選挙人名簿及び選挙人名簿の双方に登録されている選挙人の投票についての調整規定（令第 30 条、第 65 条の 2 及び第 65 条の 14）等について、所要の規定の整備を行う。